

政治資金適正化委員会における取組及び
検討状況についての取りまとめ（第3期）
（たたき台）

平成28年12月
政治資金適正化委員会

目 次

- 1 登録政治資金監査人の登録及び研修…………… 1
- 2 政治資金監査に関する具体的な指針等…………… 7
- 3 政治資金監査の質の向上について
～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言～…………… 11

3 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する

研修及び個別の指導・助言～

政治資金監査制度の安定的な運用に必要な登録政治資金監査人の確保に関しては、関係士業団体の協力も得ながら積極的な周知・広報を行い、国会議員関係政治団体【仮】3, 326団体（平成26年分の収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。）に対し、【仮】4, 815人（平成28年11月末現在）の登録政治資金監査人が確保できているところである。

このように、一定程度の人数の確保が果たしてきたことから、また、政治資金に関する収支報告の適正の確保及び透明性の向上に対する国民の要請に一層応えていくために、今後は政治資金監査の質の確保及び向上により重点を置いた取組を行っていく必要があるものと考えられる。

政治資金規正法において、当委員会は登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこととされている（法第19条の30第1項第5号）。そこで、当委員会では、前章で述べたとおり、これまでも政治資金監査の質の確保を図るための取組として、登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に対して逐次対応するとともに、政治資金監査マニュアルを補完するものとして当委員会の見解や「政治資金監査に関するQ&A」を公表し周知を図るなど、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行ってきたところである。

これらに加え、更なる質の確保及び向上を図るための具体的な取組として、①従来行ってきた登録政治資金監査人一般に対する研修等に係る内容の充実や参加の促進に加え、②当委員会から個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言を行う枠組みを新たに設け、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から個別の指導・助言の取組を実施してきたところである。

取組の具体的な内容は、以下のとおりである。

（1）フォローアップ研修について

○ これまでの取組

「1 登録政治指示金監査人の登録及び研修」の（2）で述べたとおり、登録政治資金監査人は、政治資金監査の実務に携わる際、政治資金監査の

実施に必要な専門的知識を修得するために、あらかじめ登録時研修を受けることとされている（法第19条の27）。

しかしながら、一度きりの研修では修得できる内容に限りがあること、時の経過による登録時の研修で修得した政治資金監査に係るノウハウの劣化等が懸念されることから、登録政治資金監査人からの継続的な研修の実施の要望があったことも踏まえ、平成22年度よりフォローアップ説明会（平成26年度以降はフォローアップ研修）を実施してきたところである。

「1 登録政治指示金監査人の登録及び研修」の（2）②で述べたとおり、フォローアップ研修（実務向上研修）については、各年度において概ね1,000人程度（全体の2～3割）の登録政治資金監査人が受講しており（参考資料9）、平成28年11月末現在で、受講経験者の総数も2,455人と、登録時研修を修了した登録政治資金監査人の半数以上（52.0%）に達している。一方、登録後一度もフォローアップ研修（実務向上研修）を受講したことの無い登録政治資金監査人も2,267人存在している（参考資料10）。

なお、フォローアップ研修（実務向上研修）の参加者アンケート結果によると、受講者の約6割が実際に政治資金監査の実務経験を有している。また、「毎年研修を受講している」と回答した受講者は回答者全体の約6割を占めるが、そのうち約7割が政治資金監査の実務経験を有している（参考資料11）。

当委員会では、フォローアップ研修、特に実務向上研修については、政治資金監査の質の向上を図る上で重要な取組と考えており、これまでフォローアップ研修の内容の充実及び研修への参加の促進に係る取組を実施してきた。具体的な取組内容については、以下のとおりである。

① 研修内容の充実

当委員会では、政治資金監査において登録政治資金監査人が確認すべき項目を遺漏なく確認したかどうか、また、政治資金監査の結果を政治資金監査報告書に適切に記載したかどうか等を、登録政治資金監査人自身でチェックすることができるよう、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストをそれぞれ作成・公表し、政治資金監査マニュアルにおいてもその活用を求めているところである。

そこで、平成27年度のフォローアップ研修（実務向上研修）においては、政治資金監査の実施や政治資金監査報告書の作成について、受講者がこれらのチェックリストを参照しながら理解を深められるよう、チ

チェックリストの項目に沿った解説とする等、研修資料の構成について大幅な見直しを行った。また、より実践的な研修となるよう演習問題を取り入れるとともに、フォローアップ研修（実務向上研修）の参加者アンケートにおいて登録政治資金監査人から「具体的な事例を基にした、実践的な内容としてほしい」という意見が寄せられたことから、政治資金監査報告書作成時の留意事項の解説において具体の様式例を用いて説明する等、内容の充実を図ったところである。

平成28年度のフォローアップ研修（実務向上研修）では、後述の個別の指導・助言の取組において明らかになった誤り事例等について、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストとの対応関係を示すことにより、同様の誤り等の防止を図ることとした。また、研修の振り返り等に役立ててもらえるよう、研修内容のポイントをまとめたものを研修資料として追加したほか、平成27年度より更に内容を充実させた演習問題を研修内容に盛り込むとともに、参加者には演習問題を事前に送付することで、理解度の向上を図ったところである。さらに、講師の説明能力向上を図るため、受講者に対するアンケートの項目の一つとして、講師の説明に対する評価を盛り込み、参考としているところである。

② フォローアップ研修への参加の促進

当委員会の実施する研修は、関係士業団体の研修制度における研修受講時間に算入する取扱いが行われている。そこで、フォローアップ研修の受講者について、受講確認ができるように、平成27年度より研修受講者のうち希望する者に対しては、「研修参加証明書」を発行することとした。また、平成28年度には、この点について登録政治資金監査人に対して周知することにより、フォローアップ研修への参加促進を図ったところである。

上記①及び②で述べた取組や、「1 登録政治資金監査人の登録及び研修」で述べた研修の実施方法等の改善を行ってきた結果、フォローアップ研修の参加者アンケートによると、再受講研修、実務向上研修ともに、研修の内容については、「とても参考になった」との回答が約75%、実務向上研修への今後の参加意向については、「今後も参加したい」との回答が約98%と、概ね好評価を受けているところである（参考資料12）。

特に、実務向上研修については、平成27年度から取り入れた演習問題について、より実践的な内容となっており理解が深まった等の評価する意見や、研修資料について、会計帳簿や領収書等の具体例を用いた解説がわ

かりやすかった等の意見が寄せられている。一方、演習問題の出題を増やしてほしい、具体的な事例や誤りやすい事例の説明を増やしてほしいといった意見も寄せられているところである。

○ 今後の方向性

フォローアップ研修については、前述のとおり、登録時研修を修了した登録政治資金監査人の半数以上が実務向上研修を既に受講しており、また、受講者から有意義なものとなっている等概ね好評価を得ているところである。特に、「毎年度研修を受講している」と回答した受講者の約7割が政治資金監査の実務経験者であることから、実務向上研修は実務経験者からのニーズの高いものとなっていると考えられる。

したがって、今後もフォローアップ研修を継続的に実施していくとともに、政治資金監査の質の向上に寄与するものとなっているか、また、継続的に参加している受講者にとって有意義なものであるかといった観点から、特に実務向上研修について、引き続き内容の充実を図っていくことが適当である。

① 研修内容の充実について

実務向上研修については、従来同様、制度改正等を踏まえた年度ごとのトピックスや実務上の留意点に係る説明は今後も必要と考えられるものの、フォローアップ研修（実務向上研修）の受講者の約6割が実際に政治資金監査の実務経験を有していること、制度開始から約8年が経過し、登録からの年数や実務経験において登録政治資金監査人間で差が生じていることも踏まえると、研修の双方向性といった点も視野に入れながら、研修内容について更なる検討を行うことが適当である。

また、フォローアップ研修（実務向上研修）の参加者アンケートにおいて、登録政治資金監査人から「具体的な実例を基にした、実践的な内容としてほしい」という意見が寄せられたこと、後述の個別の指導・助言の取組によって誤り事例等が明らかとなったことから、政治資金監査実務上、特に留意すべき点や誤りやすい点について具体例の一層の活用を図る等の更なる内容の充実についても検討を行うことが適当である。

あわせて、これまで一度もフォローアップ研修を受講していない登録政治資金監査人の意識やニーズも把握していくことも必要であると考えられる。

このほか、受講者が研修内容をより深く理解できるよう、講義を担当する職員の説明能力の向上を図っていくことも必要であり、引き続き講師の説明に関してアンケートを実施するとともに、職員の説明能力の向上を図るための研修の受講等に取り組んでいくことが適当である。

② フォローアップ研修への参加の促進

政治資金監査実務の基礎知識の定着・向上を図るため、これまでフォローアップ研修に参加している受講者に、引き続き研修に参加してもらえよう、研修内容の充実を図っていくことはもとより、前述のとおり、フォローアップ研修（実務向上研修）に参加する登録政治資金監査人の割合が毎年全体の2～3割であり、また、いまだ半数弱の登録政治資金監査人は登録時研修以降これまで一度もフォローアップ研修（実務向上研修）に参加したことがないという状況等を踏まえ、未受講者に対しても参加への働きかけを継続していくなど、関係士業団体との協力を強化し、研修への参加促進の取組を効果的なものとしていくことが適当である。

(2) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について

作成中

参考資料

【参考資料 1】 政治資金適正化委員会実施状況	・ ・ ・ ・ 20
<登録政治資金監査人の登録及び研修関係>	
【参考資料 2】 登録政治資金監査人の登録者数（累積）の推移	・ ・ ・ ・ 22
【参考資料 3】 登録政治資金監査人 1 人当たりの国会議員関係政治団体数	・ ・ ・ ・ 22
【参考資料 4】 登録政治資金監査人の抹消状況（年度別・士業別）	・ ・ ・ ・ 23
【参考資料 5】 登録政治資金監査人の登録状況（年度別）	・ ・ ・ ・ 24
【参考資料 6】 年代別登録政治資金監査人数	・ ・ ・ ・ 25
【参考資料 7】 年代別抹消者数	・ ・ ・ ・ 25
【参考資料 8】 登録時研修の実施状況（年度別・研修方式別）	・ ・ ・ ・ 26
【参考資料 9】 フォローアップ研修の開催状況	・ ・ ・ ・ 26
【参考資料 10】 フォローアップ研修（実務向上研修）受講経験者数の推移	・ ・ ・ ・ 27
【参考資料 11】 フォローアップ研修（実務向上研修）参加者の研修受講状況	・ ・ ・ ・ 27
【参考資料 12】 フォローアップ研修アンケート結果	・ ・ ・ ・ 28

＜政治資金監査に関する具体的な指針等関係＞

【参考資料 1 3】 政治資金監査マニュアルの改定状況	・ ・ ・ ・ 29
【参考資料 1 4】 政治資金適正化委員会の見解一覧	・ ・ ・ ・ 30
【参考資料 1 5】 政治資金監査に関する Q & A の主な追加・改定	・ ・ ・ ・ 31

＜登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言関係＞

【参考資料 1 6】 政治資金監査の質の向上に係る取組について (平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日政適委第 4 0 0 号)	・ ・ ・ ・ 33
--	------------

政治資金適正化委員会開催状況

政治資金適正化委員会は、平成26年4月からの第3期において、【仮】平成28年11月末までに15回の委員会を開催し、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修の実施等について、引き続き検討を行ってきた。

主な審議事項等は、以下のとおりである。

【平成26年度】

回	月 日	主な審議事項等
1	4月14日	・平成26年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について
2	7月 1日	・政治資金監査の質の向上について ・政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について
3	9月16日	・政治資金監査の質の向上について
4	11月 4日	・政治資金監査の質の向上について ・国会における答弁状況について
5	12月15日	・政治資金監査の質の向上について ・平成25年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について ・政治資金監査に関する報道について
6	3月17日	・政治資金規正法施行規則の改正に係る対応について ・登録政治資金監査人の業務制限について ・平成26年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果について ・平成27年度研修実施計画について ・平成25年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）について

【平成27年度】

回	月 日	主な審議事項等
1	5月26日	・平成27年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について ・政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について
2	7月28日	・払込金受領証の取扱いについて ・政治資金監査に関するQ&Aの改定・追加について ・収支報告書の作成支援ソフトの普及等について
3	10月 6日	・政治資金監査に関するQ&Aの追加について ・政治資金規正法施行規則の改正について

4	12月22日	<ul style="list-style-type: none"> 政治資金監査の質の向上について 政治資金監査に関するQ&Aの改定について 平成28年度研修実施計画について 平成26年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について
5	2月12日	<ul style="list-style-type: none"> 政治資金監査の質の向上について 平成27年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果について 平成27年度研修実施計画の追加について
6	3月25日	<ul style="list-style-type: none"> 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定について 平成26年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）について 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について

【平成28年度】

回	月 日	主な審議事項等
1	6月 6日	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について 平成26年度及び平成27年度における政治資金適正化委員会の活動状況について 政治資金監査に関するQ&Aの追加について
2	8月 9日	<ul style="list-style-type: none"> 取りまとめ（第3期）に向けた今後の審議事項について 登録政治資金監査人の登録及び研修について 政治資金監査に関する具体的な指針等について
3	10月19日	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について 平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について 取りまとめ（第3期）に向けた審議について～政治資金監査の質の向上について～ 平成27年分収支報告書に係る政治資金監査報告書（都道府県選管分）の記載内容等に関する調査について 実務向上研修を受講していない登録政治資金監査人へのアンケート調査について

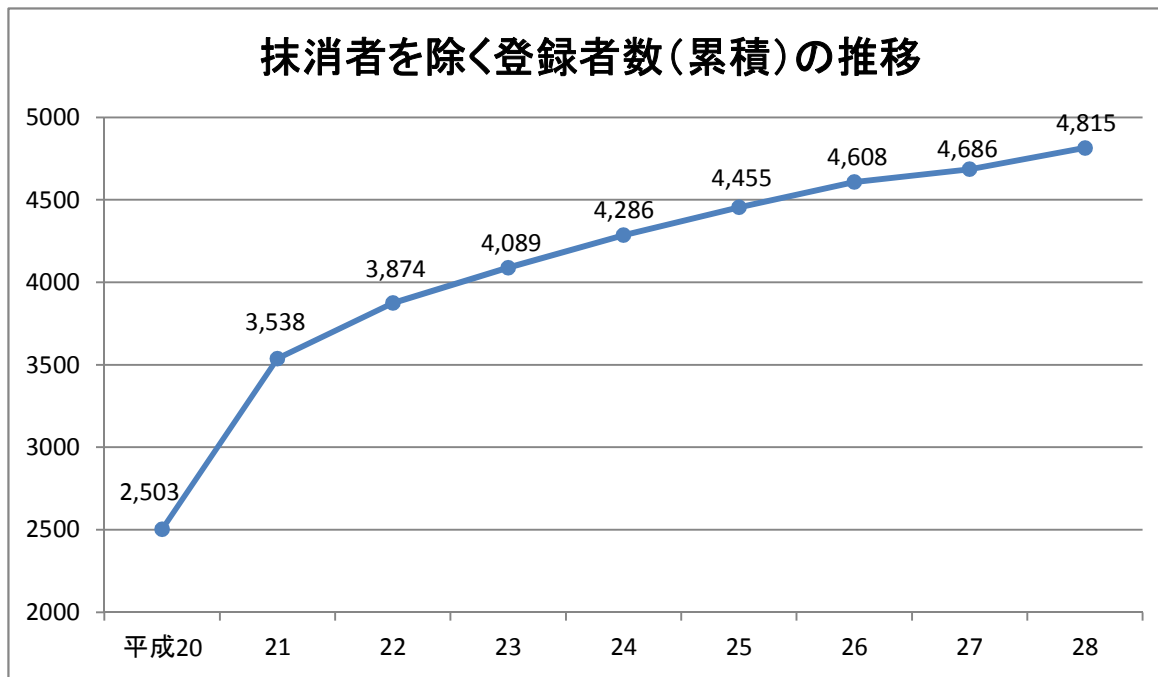
参考資料2

登録政治資金監査人の登録者数(累積)の推移

(単位:人)

年度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
抹消者を除く登録者数(累積)	2,503	3,538	3,874	4,089	4,286	4,455	4,608	4,686	4,815

※平成28年度は、平成28年11月末現在の数値。



参考資料3

登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数

- ... 2.5以上
- ... 2.0以上2.5未満
- ... 1.5以上2.0未満
- ... 1.0以上1.5未満
- ... 1.0未満

最大値: 島根県 2.67
(8団体/3人)



※1 登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体
 = $\frac{\text{国会議員関係政治団体数(平成26年分の収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。)}}{\text{登録政治資金監査人数(平成28年11月末現在)}}$

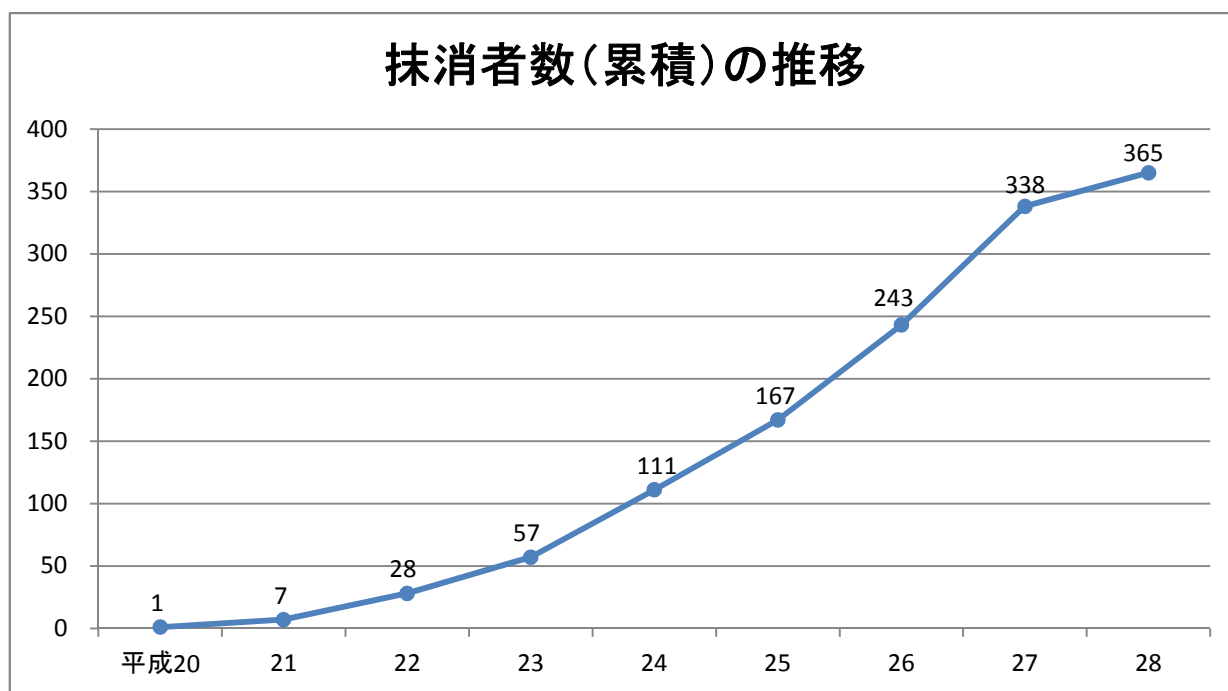
※2 登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数の全国平均は、0.69である。

登録政治資金監査人の抹消状況(年度別・士業別)

(単位:人)

年度	抹消者数			累積
	弁護士	公認会計士	税理士	
平成20年度	1	0	0	1
21年度	6	1	1	7
22年度	21	1	6	28
23年度	29	3	6	57
24年度	54	9	13	111
25年度	56	5	17	167
26年度	76	6	9	243
27年度	95	4	16	338
28年度	27	2	2	365
総計	365	31	70	264

※平成28年度は、平成28年11月末現在の数値。

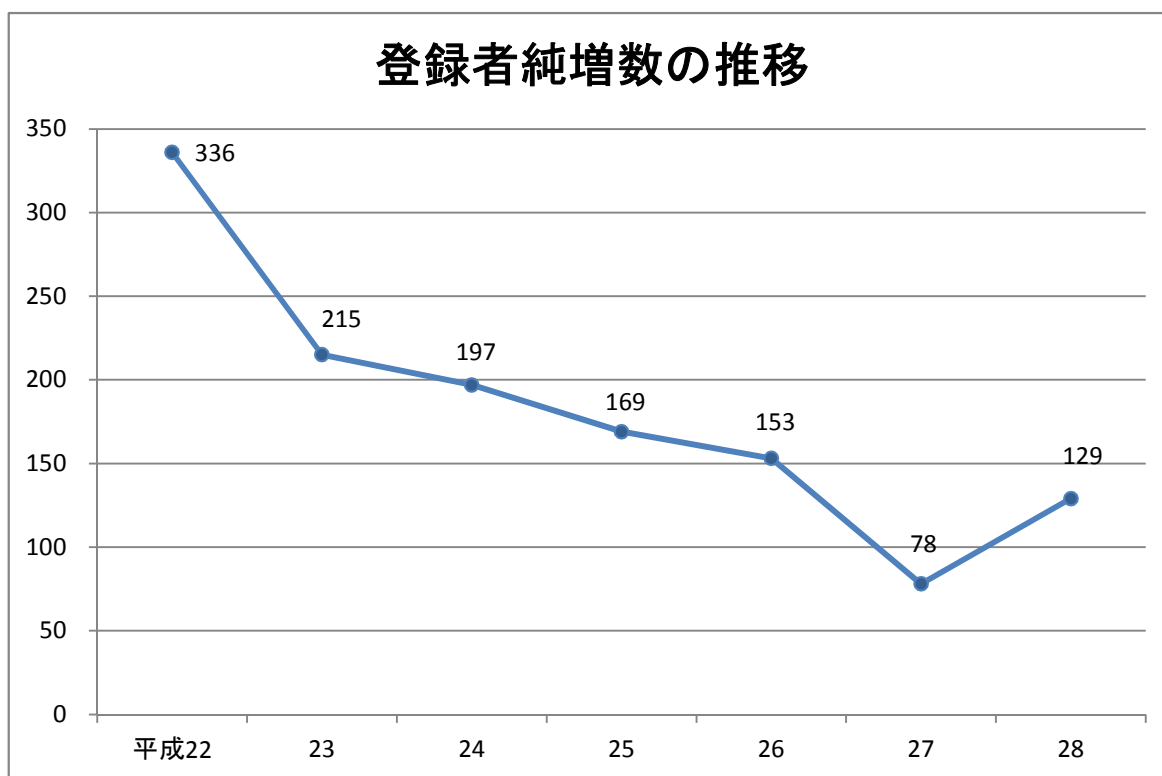


登録政治資金監査人の登録状況(年度別)

(単位:人)

年度	登録者数 A	抹消者数 B	純増数 A - B
平成20年度	2,504	1	2,503
21年度	1,041	6	1,035
22年度	357	21	336
23年度	244	29	215
24年度	251	54	197
25年度	225	56	169
26年度	229	76	153
27年度	173	95	78
28年度	156	27	129
総計	5,180		

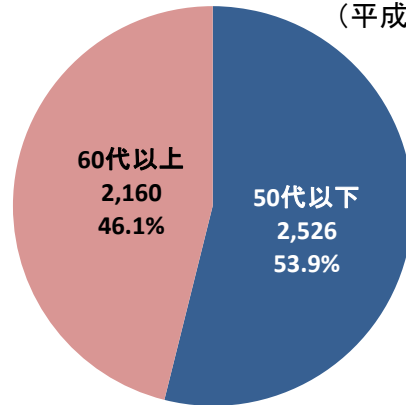
※平成28年度は、平成28年11月末現在の数値。



参考資料6

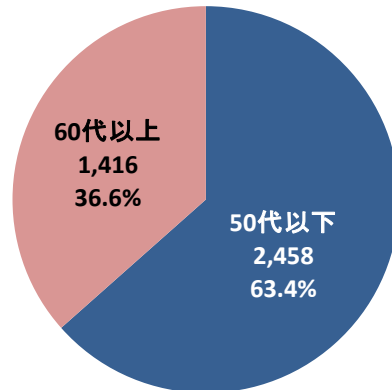
年代別登録政治資金監査人数

(平成27年度末現在)



- ※1 各年代別の登録者数は、平成28年3月31日現在の年齢により区分している。
- ※2 平成28年3月31日現在、登録政治資金監査人総数(抹消者除く)は、4,686人である。
- ※3 平均年齢は、57.0歳である。

(参考)平成22年度末における年代別登録政治資金監査人数

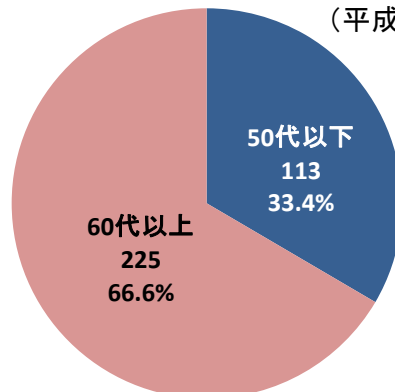


- ※1 各年代別の登録者数は、平成23年3月31日現在の年齢により区分している。
- ※2 平成23年3月31日現在、登録政治資金監査人総数(抹消者除く)は、3,874人である。
- ※3 平均年齢は、53.4歳である。

参考資料7

年代別抹消者数

(平成27年度末現在)



- ※1 各年代別の抹消者数は、抹消日現在の年齢により区分している。
- ※2 平成28年3月31日現在、抹消者総数は338人である。
- ※3 平均年齢は、62.6歳である。

参考資料8

登録時研修の実施状況(年度別・研修方式別)

(単位:人)

年度	研修 修了者数	集合研修		要望研修		個別研修	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成20年度	816	8回	816	—	—	—	—
21年度	2,616	39回	2,616	—	—	—	—
22年度	338	7回	139	—	—	199回	199
23年度	241	11回	100	2回	20	121回	121
24年度	270	12回	77	3回	40	153回	153
25年度	208	16回	103	1回	8	97回	97
26年度	231	16回	105	0回	0	126回	126
27年度	192	17回	69	1回	21	102回	102
28年度	150	17回	84	0回	0	66回	66
総計	5,062	143回	4,109	7回	89	864回	864

※1 個別研修は平成22年度から、要望研修は平成23年度から実施。

※2 研修修了者数は、抹消者を含む数値。

※3 平成28年度は、平成28年11月末現在の数値。

参考資料9

フォローアップ研修の開催状況

○ 実務向上研修

(単位:人)

年度	開催 回数	参加者数	参加者数		
			弁護士	公認会計士	税理士
平成22年度	10回	966	38	125	803
23年度	13回	1,142	41	163	938
24年度	16回	1,080	41	141	898
25年度	17回	1,197	34	181	982
26年度	17回	1,116	28	158	930
27年度	17回	1,034	33	152	849
28年度	17回	980	34	153	793
総計	107回	7,515	249	1,073	6,193

※ フォローアップ研修(実務向上研修)(平成25年度まではフォローアップ説明会)は、平成22年度から実施。

○ 再受講研修

(単位:人)

年度	開催 回数	参加者数	参加者数		
			弁護士	公認会計士	税理士
平成26年度	17回	287	3	54	230
27年度	17回	206	6	36	164
28年度	17回	200	6	33	161
総計	51回	693	15	123	555

※ 再受講研修は、平成26年度から実施。

参考資料10 フォローアップ研修(実務向上研修)受講経験者数の推移

(単位:人、%)

年度	登録時研修 修了者数 A	フォローアップ研修 受講経験者数 B (B/A)	フォローアップ研修 未受講者数 C (C/A)
平成25年度	4,327	2,098 (48.5)	2,229 (51.5)
平成26年度	4,487	2,252 (50.2)	2,235 (49.8)
平成27年度	4,583	2,358 (51.5)	2,225 (48.5)
平成28年度	4,722	2,455 (52.0)	2,267 (48.0)

※1 平成25～27年度の数値は、それぞれ12月31日現在の数値であり、平成28年度の数値は平成28年11月末現在の数値。

※2 登録時研修修了者数は、登録抹消者を除いた数値。

※3 フォローアップ研修受講経験者数は、登録時研修を修了し、かつ、平成22年度から平成28年度までの間に、フォローアップ研修(実務向上研修)(平成25年度まではフォローアップ説明会)を一度でも受講したことのある者の数。

参考資料11 フォローアップ研修(実務向上研修)参加者の研修受講状況

(単位:人、%)

年度	参加者数	回答者数 A=B+C+D	今年度初めて 参加した B (B/A)	参加した ことがある C (C/A)	毎年度 参加している D (D/A)
平成26年度	1,116	891	145 (16.3)	205 (23.0)	541 (60.7)
うち実務経験あり E<E/A~D>	- <->	551 <61.8>	56 <38.6>	125 <61.0>	370 <68.4>
実務経験なし F<F/A~D>	- <->	340 <38.2>	89 <61.4>	80 <39.0>	171 <31.6>
平成27年度	1,034	836	139 (16.6)	180 (21.5)	517 (61.9)
うち実務経験あり E<E/A~D>	- <->	491 <58.7>	42 <30.2>	99 <55.0>	350 <67.7>
実務経験なし F<F/A~D>	- <->	345 <41.3>	97 <69.8>	81 <45.0>	167 <32.3>
平成28年度	980	801	110 (13.7)	161 (20.1)	530 (66.2)
うち実務経験あり E<E/A~D>	- <->	491 <61.3>	35 <31.8>	92 <57.1>	364 <68.7>
実務経験なし F<F/A~D>	- <->	310 <38.7>	75 <68.2>	69 <42.9>	166 <31.3>

※1 「回答者数」は、各年度におけるフォローアップ研修の参加者アンケート中、実務向上研修の受講状況に関する項目に回答した者の総数。

※2 「実務経験あり」及び「実務経験なし」の数値は、上記「回答者数」のうち、それぞれ「これまで政治資金監査に携わったことがある」、「これまで政治資金監査に携わったことがない」と回答した者の数。

フォローアップ研修アンケート結果

○ 実務向上研修

年度	研修内容について			研修資料について		
	とても参考になった	多少参考になった	あまり参考にならなかった	分かりやすかった	普通	分かりにくかった
平成28年度	78.3%	20.2%	1.5%	80.5%	18.9%	0.6%
27年度	73.7%	24.3%	2.0%	75.7%	23.0%	1.3%
26年度	73.8%	23.2%	3.0%	66.5%	31.7%	1.8%

年度	研修時間について			今後の参加	
	ちょうど良かった	もう少し時間を	長かった	今後も参加したい	参加するつもりはない
平成28年度	86.4%	10.2%	3.4%	98.3%	1.7%
27年度	82.1%	10.6%	7.3%	98.0%	2.0%
26年度	91.3%	3.7%	5.0%	97.6%	2.4%

○ 再受講研修

年度	研修内容について			研修時間について		
	とても参考になった	多少参考になった	あまり参考にならなかった	ちょうど良かった	もう少し時間を	長かった
平成28年度	71.8%	25.3%	2.9%	80.5%	12.6%	6.9%
27年度	75.6%	24.4%	0.0%	89.5%	6.2%	4.3%
26年度	80.5%	15.9%	3.6%	86.2%	9.1%	4.7%

年度	研修方式について		今後の参加			
	今のままでよい	変更してほしい	毎年	2～3年に1度	必要に応じて	その他
平成28年度	94.9%	5.1%	44.9%	31.5%	23.6%	0.0%
27年度	90.1%	9.9%	35.1%	36.9%	25.6%	2.4%
26年度	89.3%	10.7%	33.7%	28.7%	31.0%	6.6%

政治資金監査マニュアルの改定状況

当委員会では、平成20年10月に「政治資金監査に関する具体的な指針」（政治資金監査マニュアル）を策定し、その後現在（平成28年11月末）に至るまで、3回にわたり改定を行っている。

主な改定内容は、以下のとおりである。

改定時期	主な改定内容
平成22年 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政治資金監査実施要領と一体化させ章立てを再構成するとともに、「政治資金監査に関するQ&A」のうち必要な事項と政治資金監査上の取扱いに関する委員会見解の追加。 ・ 記載不備のある領収書等の確認に請求書等の関係書類を利用可能としたほか、支出を受けた者の住所について別添の書類に記載との記載があった場合に別添の書類の住所で確認可能に。
平成25年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年4月の政治資金規正法施行規則の一部改正による、金融機関への振込みにより支出をした場合の添付書類の簡素化を踏まえた記載の追加。 ・ 収支報告書に支出が計上されていない場合の記載例の追加。 ・ 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の理由や実施場所に係る記載例の明確化。
平成28年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年10月の政治資金規正法施行規則の一部改正による、業務制限の対象の追加を踏まえた記載の追加。 ・ 記載例の注の追加、その他記載の趣旨の明確化を図るための表現の整理。

政治資金適正化委員会の見解一覧

時期	見解	内容
平成20年10月31日 平成20年度第8回委員会	「収支報告書等の記載方法等に関する見解」	交通事業者系電子マネー及びETCカードを使用した場合の簡易な記載方法
平成21年4月14日 平成21年度第1回委員会	「会計帳簿の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」	支出先住所について記載不備としない事例(住所の特定が困難な場合又は主たる事務所の所在地の特定が困難な場合)
	「収支報告書等の記載方法について(クレジットカードを利用した場合)」	クレジットカードを使用した場合の簡易な記載方法
平成21年6月4日 平成21年度第2回委員会	「支出項目の区分の分類について」	支出項目の区分の分類の基本的考え方及び標準的な分類例
平成21年9月8日 平成21年度第3回委員会	「領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」	領収書等の発行者情報を含む記載事項による会計帳簿の記載事項との整合性の確認
平成22年12月8日 平成22年度第5回委員会	「政治資金監査報告書の記載について」	政治資金監査報告書の記載に当たっての留意事項(収支報告書に支出が計上されていない場合における政治資金監査報告書記載例の追加等)
	「政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について」	収支報告書提出後の訂正における登録政治資金監査人による訂正後の収支報告書の確認方法
	「政治資金監査報告書の訂正について」	政治資金監査報告書に記載誤り等があった場合の訂正方法

政治資金監査に関するQ & Aの主な追加・改定

当委員会では、平成21年3月に「政治資金監査に関するQ & A」を公表して以降、その後現在（平成28年11月末）に至るまで、必要に応じて追加・改定等を行い、充実を図ってきている。

主な追加・改定は、以下のとおりである。

時期	区分	主な追加・改定
平成21年 3月	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の会計責任者であった者）
	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（国会議員関係政治団体の会員等）
	追加	・政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（解散時に国会議員関係政治団体であって収支が0円の場合）
	追加	・政治資金監査業務に従事する使用人等の資格
平成21年12月	追加	・政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（年の途中で国会議員関係政治団体であった期間がある政治団体で、12月31日現在又は解散日現在で国会議員関係政治団体でなかった場合）
	追加	・政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（確認の対象となる収支報告書又は会計帳簿等の関係書類の範囲）
	追加	・政治資金監査契約書への収入印紙の貼付
平成22年 2月	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（業務制限の対象となる期間）
	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であった者）
	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の役職員として、会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐していた者）

	追加	・政治資金監査報酬に係る源泉徴収
平成22年 3月	追加	・政治資金監査報酬受領時に政治団体へ交付する領収書等への収入印紙の貼付
	追加	・記載事項に不備のある領収書等の写しの提出
平成22年 6月	追加	・記載事項に不備のある領収書等の確認方法
平成23年10月	追加	・収支報告書に政治資金監査報酬が計上されていない場合の確認の要否
平成24年 2月	追加	・主たる事務所以外で政治資金監査を実施しない場合の理由
平成24年 3月	追加	・支出の目的が記載された払込金受領証の取扱い
	改定	・郵便局で支払をした場合の払込票兼受領証の取扱い
平成25年 6月	改定	・主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の政治資金監査報告書の記載方法
平成27年 7月	改定	・支出の目的が記載されていない払込金受領証の取扱い
	改定	・高額領収書等に係るあて名の確認の周知
	追加	・登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組の趣旨
平成27年10月	追加	・登録政治資金監査人の守秘義務
平成28年 5月	追加	・平成28年熊本地震による災害により会計帳簿等の関係書類の全部又は一部を滅失又は紛失等した場合における収支報告書の提出等

政適委第400号
平成26年12月15日

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤鉄男



政治資金監査の質の向上に係る取組について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、本年3月にお示した「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」に基づき、政治資金監査の質の向上を図るための取組について検討を行ってまいりましたが、今年度の委員会におけるこれまでの議論を踏まえ、登録政治資金監査人の皆様を対象とした個別の指導・助言を実施することといたしました。

具体的には、都道府県選挙管理委員会及び総務省に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について当委員会への報告を求め、当該報告に基づき、関係する登録政治資金監査人の皆様に対して個別に指導・助言を行うこととしております。

個別の指導・助言は、平成26年分以降の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とするものであり、実施時期については、都道府県選挙管理委員会及び総務省による報告、当委員会における審議等を経ることから、平成26年分の収支報告書（定期分）の要旨の公表期限である平成27年11月末以降としております。

なお、この指導・助言は、政治資金監査の更なる質の向上を図るための注意喚起としてお示しするものであります。政治資金監査は法令に基づき適確に行う必要があり、この機会に改めて、政治資金監査に関する研修テキスト（平成25年6月改定版）に掲載しております政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを見直し、引き続き適確な政治資金監査の実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

この内容を含め、政治資金監査に関するご質問等がございましたら、下記の連絡先まで遠慮なくお問い合わせください。

また、平成27年度フォローアップ研修の日程等は、平成27年3月末までに当委員会ホームページに掲載いたしますので、是非ご参加ください。

総務省政治資金適正化委員会事務局
電話 03-5253-5598（直通）
FAX 03-5253-5584